Bank management and ABL

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2023-04-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: Kato, Minehiro
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00069142

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



銀行経営とABL

加 藤 峰 弘

目 次

- I はじめに
- II ABLの概要
- Ⅲ 畜産業とABL
- IV おわりに

I はじめに

現在,日本の銀行(預金取扱金融機関)は概して2016年2月に始まったマイナス金利政策に代表される,1990年代以降の一連の低金利政策などを要因として預貸金利ざやが縮小し,経営難に陥っている。東京商工リサーチ(2022)によると,国内銀行106行の2021年9月期における「総資金利ざや」(資金運用利回り一資金調達原価率)の中央値は0.19%で,前年同期の0.14%を0.05ポイント上回ったという。しかし,これは通常貸出に比べて高い金利での貸出を可能にする,いわゆる「ゼロゼロ融資」(新型コロナウイルス禍で売上が減少した企業に実質無利子・無担保で融資する仕組み)を主因とするもので、大手企業や地場優良企業などへの貸出は依然として低金利のままである。また,0.19%という水準自体、けっして高いものではない。

このように経営環境が厳しさを増す中で、銀行には経営改革を推進することが求められている。その基軸となるのは、経費節減策と [収益増加策=ビジネスモデル転換]である。経費節減策としては、①機械化・IT化(最新のデジタル技術の活用)、②店舗改革、③M&A(銀行同士の合併・経営統合)などが考えられる。収益増加策=ビジネスモデル転換の方向性としては、①

貸出方法の改革,②手数料業務(経営支援業務,事業再生支援業務,事業承継支援業務,創業支援業務など)の強化,③地域商社を核とした事業多角化などが考えられる。

本稿は、以上の認識に基づき、収益増加策=ビジネスモデル転換の①貸出方法の改革の中でも、銀行経営と動産・債権担保融資(ABL; Asset Based Lending)の関係について考察することを目的としている。というのも、ABLは、本論で述べるように、トランザクション貸出の一形態でありながら、それと対置されるリレーションシップ貸出とも密接に関連するユニークな貸出方法であり、これから規模を拡大していく可能性を秘めているからである。

本稿の構成は次の通りである。まず第II章では、ABLの概要、すなわち定義と枠組み、基盤整備と特徴、メリットとデメリット、今後の課題について考察する。次に第III章では、はじめに畜産業とABLの関係について考察し、続いてケーススタディとして鹿児島銀行が畜産業向けABLにどのように取り組んでいるのかについて概観する。この章で畜産業を取り扱うのは、畜産業がABLに適しているからである。最後に「おわりに」において本稿のまとめを行う。

II ABLの概要

1 ABLの定義と枠組み

ABLはトランザクションバンキング (transaction banking)と密接に関連する。トランザクションバンキングとは、銀行などの金融仲介機関が、財務諸表、担保価値など定量化が可能なハード情報を用いて貸出などの金融サービスを展開するビジネスモデルと定義される。こうしたトランザクションバンキングに基づく貸出がトランザクション貸出で、ABLもその一形態であるい。なお、トランザクションバンキングと対置されるのがリレーションシップバンキング (relationship banking;地域密着型金融)である。リレーションシップバンキングとは、銀行などの金融仲介機関が、長期・継続的な取引関係の中から、融資先企業に関する情報を適切に収集、分析、管理し、こうして蓄積された情報に基づいて融資など金融サービスを展開するビジネスモデルと

定義される。リレーションシップバンキングでは、財務諸表などに表れる企業の外形的・定量的な側面 (ハード情報) だけでなく、事業の成長性や経営者の資質、従業員の士気など企業の定性的な側面 (ソフト情報) をも考慮して金融サービスが展開される。特に中小企業については、金融サービスを展開するに際して経営者の資質や技術力など長期・継続的な関係から得られるソフト情報を分析することが不可欠なことから、地域金融機関がリレーションシップバンキングの重要な担い手となることは明らかである。そして、以上のようなリレーションシップバンキングに基づく貸出がリレーションシップ貸出である。

ABLは、企業が保有する在庫(原材料、仕掛品、商品等)、機械設備(生産設備、加工設備、組立設備等)、売掛債権(売掛金、受取手形)などの事業資産を担保として、担保価値に基づいて短期の与信枠を設定する貸出方法である。銀行は担保として適格な動産・債権の清算価値に一定の掛け目を乗じて貸出基準額を設定している。具体的には、担保として的確な在庫・売掛債権額に一定の掛け目(前貸し率;advance rate)を乗じて算出した金額が与信枠の上限となり、通常は、担保物件価額に対する融資額の比率(LTV; Loan-To-Value)が常に1を下回るよう、保守的に前貸し率が設定される(小野、2007)。

動産に対する前貸し率は、売掛債権に比べて担保目的物の流動性が低いこと、担保目的物の価値を簿価から決めるのは困難であること、担保目的物の管理は売掛債権よりも難しいことから通常、債権担保よりも低いレートが適用される。さらに、動産担保においては、原材料、仕掛品、商品のどの段階であるかによって、価値が異なる。原材料は通常市場性があることから担保として価値を測ることが可能であるが、仕掛品や商品の場合、市場性がなく評価が困難な場合がある²⁾。

ABLはまた、商流ファイナンスに属する。商流とは、一般に商品の売買に伴う所有権、情報などの流れを指すが、これを企業における事業プロセスで見ると、受注→出荷→決済といった流れで捉えられる(企業が保有する資産の変遷で見ると、在庫→売掛債権→現預金といった形で把握できる)。また、商流は、サプライチェーン(供給網)に代表されるように、複数の企業

間での取引のつながりやネットワークを指す場合もある。商流ファイナンスは、このような企業内もしくは企業間の商流に基づき、企業活動に必要な資金を供給(調達)する手法である(日本銀行金融機構局金融高度化センター、2014)。つまり、企業内の商流において現金は仕入によって在庫になり、後に売上によって売掛債権となり、最後に資金化により現金へと変化する過程を繰り返す。この過程で在庫や売掛債権を担保として、運転資金を貸し出すのがABLである。

ABLは商流における在庫や売掛債権を担保とした貸出方法であり、担保権を行使されると経営破綻しかねない一方、銀行は担保権を行使する時機を逸すると債権回収が困難になる。こうしたリスクを軽減すべく活用されるのがコベナンツ(covenants;誓約条項)である。コベナンツとは、債務者が一定の事項について将来の作為・不作為を約する契約上の条項を指す。簡単にいえば、契約書における債権者・債務者間の「合意事項」のことである。コベナンツには、主に①財務指標を一定の水準以上に保つこと、②正確な決算書類を定期的に提出すること、③他の債権者への担保提供の制限、④一定水準以上の配当や重要財産の処分の際には貸し手に報告・承認を得ることが含まれる(ABL協会、2009)。コベナンツについては、ABLでは一般的に与信が短期であるため、年次ではなく月次、週次になる。

ABLは本来、担保価値を重視した貸出方法であり、財務諸表の精査は二次的なものである。しかし、貸出契約にたとえばファイナンシャル・コベナンツ (financial covenants;財務誓約事項ないし財務制限条項)³⁾を伴う場合、財務諸表分析はモニタリングの一環として不可欠なものとなる。通常、売掛債権であれば日次で、在庫であれば月次で残高管理が行われているといわれている。

2 ABLの基盤整備とABLの特徴

ABLが注目されるようになった時代背景は次の通りである。1990年代に入ってバブル経済が崩壊し、地価が暴落し、それに伴って不動産の担保力も大幅に減少した。1997年11月には三洋証券→北海道拓殖銀行→山一証券と大手金融機関が次々に経営破綻し、この「魔の11月」を契機に日本経済では未

曾有の金融危機が勃発した。金融危機を受けて中小企業向け貸出を中心にいわゆる貸し渋り・貸しはがしが社会問題になり、不動産担保融資に過度に依存した伝統的な貸出のあり方を見直す気運が高まった。不動産等を担保にした融資の残高は1992年度の約154兆円がピークであり、地価高騰で大きく膨らんだが、2011年度には半分以下の約76兆円まで落ち込んだ(『日本経済新聞』2012年9月4日付記事)。こうして将来性がありながら、土地を十分に保有していない中小企業にも適用できる貸出方法としてABLに注目が集まることとなった。

こうした情勢の下で法制度も整備が進んだ。2005年10月に「動産・債権譲渡特例法」が施行されたことを受け、不動産を持たない中小企業向けの新しい貸出方法としてABLが急速に脚光を浴びるようになった。すなわち、同法の施行に伴って動産譲渡登記制度が創設され、動産については登記を行えば、第三者対抗要件が具備されることになり、二重譲渡のリスクが軽減され、担保保全が強化された4)。債権についてはすでに1998年10月に「債権譲渡特例法」の施行に伴って債権譲渡登記制度が創設され、多数の債権を一括して譲渡する際の手続が簡素化され債権の流動化が促進された。そして、上述の「動産・債権譲渡特例法」の施行に伴って債務者が不特定の将来債権であっても登記が可能になった。このように法制度が整備されたため、銀行にとってはABLを導入しやすくなった5)。

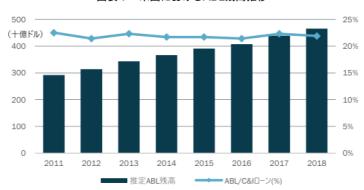
ABLの最大の特徴は、与信判断の最終的な拠り所が担保価値に求められることである。不動産担保融資においても、不動産担保の価値は綿密に調査され、与信に際してそれが考慮されるものの、同融資においては企業の財務内容をチェックした上で、最終的には信用リスクとキャッシュフロー創出力が与信判断の拠り所となる。一方、ABLでは、動産の市場価値や売掛債権の回収可能性が最も重要な審査(融資後にはモニタリング)事項となる。もちろん、動産の資産価値は企業の経営状況に左右される。企業が経営難に陥ると、商品のブランドが損なわれたり、在庫の管理状況が悪化したりして、結果的に動産の資産価値は低下する。それゆえ、経営状況もチェックされるが、与信判断において最終的な拠り所となるのはあくまで担保価値である。したがって、キャッシュフローの創出力がやや低く信用リスクが高いものの良質な動

産・債権を抱える企業がABLの主たる対象となると考えられる。ここで良質な動産とは、価値評価、価値保全、および換価処分が容易なものを指し⁶⁾、 良質な債権とは、対象債務者の信用力が高いものを指す。

3 ABLのメリットとデメリット

ABLのメリットは次の4つである。第1に、企業側からすると、資金調達手段の多様化と資金調達の安定性の確保が図れることである。在庫や売掛債権などが新たに資金調達の源泉となることで、企業は資金調達力が増し、新規事業展開などが容易になる。法人企業統計調査(財務省)によると、2021年度末時点で全産業(金融業、保険業を除く)が保有する在庫(棚卸資産)は128.6兆円、売掛債権(売掛金+受取手形)は234.4兆円に上っている。一方、国民経済計算年次推計によると、2020年末時点で非金融法人企業が保有する土地総額は301.6兆円に達する。このようにABLの潜在的な市場規模は不動産担保融資をも上回ると推測される。したがって、ABLが普及すれば、企業の資金調達力は格段に増すと考えられる。

野田 (2021) によると、米国では1980年代からABLの取組が本格化し、現在も商工業ローン (C&I ローン) の成長に連動する形で残高は増加傾向にあり、C&Iローンの 2 割でABLが活用されているという (図表 1)。



図表1 米国におけるABL残高推移

原資料: CFA "2019 SECURED FINANCE MARKET SIZING & IMPACT STUDY" 出所:野田 (2021)、1 ページ。

銀行経営とABL (加藤)

それに対し日本では、帝国データバンク (2021) によると、2019年度のABL実行件数は11,261件、実行総額は7,774.3億円である (図表 2)。同年度はその前年度に比べ、件数、総額ともに増加しているものの、ピークの2015年度に比べると減少している。2019年度末の国内銀行の貸出総額 (銀行勘定)が514.3兆円であることからするとABL実行総額はごくわずかにすぎない。



図表 2 ABLの実績推移 (2008年度~19年度)

出所:帝国データバンク(2021),5ページ。

また、副次的なメリットではあるが、ABLでは事業資産が担保となるため、企業はその管理を厳格に行う必要に迫られる。言い換えると、企業がABLを活用するには、事業資産の状況を的確に把握できるようにシステムを構築すること、法制度や会計制度に則った内部統制の明確化、内部情報管理の徹底など企業内体制を整備することが求められる。これによって企業は当初こそコスト増に見舞われるものの、中長期的には在庫管理の効率化、ひいては生産性の向上を図ることが可能になる。そして在庫を効率的に管理するのに最も有効なツールとなるのがITである。商工中金が2006年3月、養豚業者にABLによって2億円を融資した事例では、当該業者は担保目的物となるブランド豚1万頭の耳に「ICタグ」を取り付けて個体識別管理を行う手法を取り入れた。この手法によって当該業者は担保管理が容易になっただけでなく、

在庫管理の効率化を通じて生産性を向上させることができた。

経営者保証についても、2014年2月に適用された「経営者保証に関するガイドライン」では、①会社と経営者の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性が確保された場合、金融機関は保証に依存しない融資を検討するとされているが、ABLを受けることで企業内体制が整備されれば、③経営の透明性を満たすことになり、経営者保証を外す可能性も高まる。

第2に、銀行側からすると、リスクをさほど負うことなく、新規融資を行えることである。特に、融資先企業が従来の融資枠を使い切った上で事業再生に乗り出す場合でも、ABLを活用すれば、銀行は新たにリスクをさほど負うことなく、事業再構築に必要となる金融支援を行うことができる。

第3に、銀行側からすると、動産の流通市場(セカンダリー・マーケット)が整備・拡充されることが条件ではあるが、担保処分面での換金速度に優れることである。実際に担保権を行使して担保目的物を処分・換金するに際して、一般的に動産は不動産に比べて迅速にそれを行うことができる。

第4に、銀行・企業間のコミュニケーションの頻度を高めることである。日本では、伝統的に不動産担保融資が行われてきたが、1990年代に入ってバブル経済が崩壊するまで不動産価格が右肩上がりで上昇し続けたため、銀行は融資先企業が経営破綻しても担保権を行使して担保不動産を売却すれば、融資は全額回収可能であった。1980年代後半のバブル経済生成~膨張期にはこの傾向は特に強かった。このように銀行は不動産を担保とする限り、担保不動産の価格と与信残高に気を配っておけば、「債権保全」を図ることは可能であった。そして、こうした状況の下では、銀行・企業間のコミュニケーションは希薄にならざるを得なかった。しかし、バブル経済崩壊後に銀行・企業間のコミュニケーション不足の問題点が顕在化した。すなわち、銀行は融資先企業が経営難に陥っても、早い段階でそれに気づくことができず、対処は後手に回りがちであった。

それに対しABLでは、銀行が「債権保全」を図るには、融資後も随時、担保価値とそれを左右する企業の経営状況をチェックしなければならない。具体的には、銀行は、担保の残高管理を日次(売掛債権)または月次(在庫)で行うとともに、融資先企業に赴いて、売掛債権や在庫が勘定通りに存在する

か否かを抜き打ち的に実地調査する(在庫であれば現物を、売掛債権であれば請求書をチェックする)。一方、企業は、貸借対照表や損益計算書などの基本的な財務諸表に加えて、借入枠報告書を銀行に提出し、在庫や売掛債権の内容を詳細に報告しなければならない。このように銀行は定期的に担保価値を調査・確認することで、在庫の変動に伴う売れ筋などの商品の把握や販売先の変更に伴う売掛債権のリスク増減の把握が容易になり、企業の経営戦略や業績をより正確に把握することが可能になる(小野、2007、松木、2006)。つまり、銀行はABLを活用することで企業の実態をより正確に把握できるようになるのである。たとえば、在庫に着目すると、銀行は仕入先、販売先など商流を把握するのにとどまらず、不良在庫の処分による経営健全化、販路開拓の支援や仕入先の紹介など、様々な提案が可能となってくる。

以上のように、ABLには、銀行・企業間のコミュニケーションを活発化させる効果が期待できる。また、この点でABLはリレーションシップ貸出と密接な関係を持ち、相乗効果を発揮しうると考えられる。

ABLの最大のデメリットは、銀行にとって多額の費用を必要とすることである。定期的に担保価値を調査・確認する作業は労働集約的で人件費など多額の固定費用を必要とし、さらにシステム投資も少なからず必要とされる。それゆえ、小口融資ではこうした費用を賄うだけの収益を上げることは極めて難しい。ここから分かるように、ABLは、中小企業よりも若干規模が大きい中堅企業以上でなければ、採算に見合わないのである。植杉 (2007)によると、米国では年商1,000万ドル (約12億円)、融資額200万ドル (約2億4,000万円)の企業がおおよそのABLの対象の下限になるという。これを日本に当てはめると中小企業のうち借入金残高2億5,000万円以下の企業の比率は約8割に上り、さらに借入金には長期・短期両方が含まれ、この借入金をすべてABLで賄うとは考えられず、この点を考慮に入れると、ABLの対象外となる企業の比率はさらに高まると推察される。このように現在のところ、ABLの対象となりうる企業の比率はけっして高くない。

4 ABLの今後の課題

ABLが今後いっそう普及するか否かは、ひとつには、銀行がABLに必要な

費用をどのように節減できるかにかかっている。それには、銀行はABLに精通した人材を数多く育成したり、ABLに関するデータベースを充実させて専門知識・ノウハウを蓄積したりするなど、範囲の経済性を発揮できる体制を整えることが必要となろう。ABLに精通した人材については、ABLを重視している銀行の中には、動産評価アドバイザー資格(日本動産鑑定)の取得を励行しているところも見受けられる。

ITを積極的に導入することも費用の節減に寄与しよう。ABLにおけるITの活用については、後述する鹿児島銀行の事例が注目を集めている。同行は2010年10月に肥育・繁殖牛飼育業者を対象として「Agri Pro」(肥育・繁殖牛ABL管理システム)を稼働させ、ITを活用することで、ABLに必要な費用の節減を実現させた。

また、ABLにおいては、担保価値の評価と実際に融資先企業が経営破綻し た際の担保処分が課題になる。ABLを普及させるには、こうした課題を克 服することも重要である。日本ではいわゆる「リクイデーター」(資産評価・ 換価の専門業者)の数が少なく、商品在庫の流通市場も未発達である。小山 (2004)によると、リクイデーターの主な業務は①在庫、設備、不動産等の資 産の処分、②在庫、設備、不動産等の価値評価、③資産評価・売却、清算手 続等に対する助言、④売掛債権の回収業務であるという。リクイデーターは ABLを促進する役割を果たす。対象となる動産の評価方法と最終的な処分方 法が確立されていれば、銀行も当該動産に担保権を設定しやすい。リクイデー ターはまさにこれらの業務の担い手であるため、リクイデーターが育成され てくれば、資産売買を行うセカンダリー・マーケットが発展し、さらにABL が幅広く行われるようになるという好循環が生まれることになる。米国では、 大規模なセカンダリー・マーケットが形成され、その下で数多くのリクイ データーが活躍しているが、日本の現状はそれには程遠い。とはいえ、現在 のところ、銀行(特に地域金融機関)の多くが動産に関する専門知識・ノウ ハウが豊富なリース会社と提携して「目利き」から担保処分まで任せること で上述の課題に対処している。案件によっては、専門性を必要とする高度な 在庫管理技術を備えた倉庫業者と提携する動きも見られる。このように日本 では、リース会社や倉庫業者がリクイデーターの役割を果たすことで、ABL が今後いっそう普及するかもしれない。

Ⅲ 畜産業とABL

1 畜産業がABLに適する理由

伊地知 (2019) によると、農業は現在、大規模化・集約化、6次産業化、 異業種参入の活発化、植物工場の進化、コメの減反廃止など構造変革に見舞 われているという。本章では、農業の中でも畜産業に焦点を当てて銀行経営 とABLの関係について考察する。畜産業が相隊的にABLに適している理由は 次の3つである。

第1に、現代の畜産業では、農地として所有している土地が面積は広かったとしても、牧草地などの場合には資産価値→担保価値としては低いケースもある一方で、経営が大規模化し、施設が広くなり、機械を多用することが一般的になったことで、畜産物自体や畜舎などに対する資金ニーズ、装置産業⁸⁾化に向けた資金ニーズが高まっている。銀行はこのような資金ニーズに対して畜産物を担保としてABLの実施が可能である。川村 (2018)の実証研究によると、同研究の対象となったABLを導入している畜産業者について、約3分の2が素牛導入費を含む運転資金であり、約3分の1が施設などの固定資本投資の資金であるという。

第2に、畜産業(牛)がABLに適する理由は、牛に関しては個体識別番号によって個体管理(トレーサビリティー)が厳密に実施されており、在庫の特定、移動に関する把握が比較的容易にできることが挙げられる(後田・萩原、2013)。松永(2018)によると、実際にトレーサビリティー制度が定着したことから、動産(牛)等を担保とした貸付に対する関心と実際の貸付事例が増加しているという。ここでトレーサビリティー制度とは、「牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法」(2003年)に基づいて、BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy;牛海綿状脳症)のまん延防止措置の的確な実施や個別識別情報の提供の促進などを目的とする、牛1頭ごとにその飼養履歴等にかかわる情報を一元的に管理する制度を指す。肉牛生産は、素牛の仕入から出荷までの期間(在庫の回転期間)が長く、在庫資金の調達

が担保不足により困難な場合がある。そのような場合,牛の個体識別(トレーサビリティー)を活用し、適切な在庫管理・担保管理が実施されていることが評価され、牛を担保として銀行からABLを受けることが可能になる。

第3に、畜産業者にすると無担保融資と比べて借入金利の抑制や借入金額 の拡大が見込めることである。

以上のように、銀行は畜産業について不動産担保融資や無担保融資が困難な場合がある一方で、畜産業者の旺盛な資金ニーズに応えるべく畜産物を担保としてABLを積極的に活用する余地があろう。

さて、次にABLを導入した肉牛農場を調査した川村 (2018) にしたがって ABLの成功例を見ていこう。ABLを活用するに際して、農場側は経営内容を オープンにする必要がある。銀行側が知りたいのは個別の資産 (肉牛)の評価額にとどまらず、飼養状況、販売状況、財務バランス、資金の管理状況といった経営全体の動向に及ぶ。出荷 (販売)の状況をチェックし、問題のある数値が出るようであれば、現地へ出向いて原因を究明し、改善へとつなげていくというのが基本的な姿勢である。銀行の立場からすると、ABLのスキームは、モニタリングがより適切に行われることに大きなメリットがある。農場の立場からすると、経営をオープンにすることで経営管理上のアドバイスが得られ、難しい経営上の意思決定にも活かせる。このように、ABLのスキームを介して、銀行は適切なモニタリングが可能になり、農場は経営上の意思決定を行う上で適切な判断材料を得ているのである。

2 鹿児島銀行とABL

本節では、畜産業向けABLと銀行経営の関係を見る上で、鹿児島銀行の事例を取り上げたい。鹿児島銀行は地元(鹿児島・宮崎県)の基幹産業である川上(農業)・川中(食品加工業、農業資材・建設業)・川下(流通業、飲食業、観光業、輸出業、IT産業)までを含めた商流にかかわる幅広い産業群(アグリクラスター)の活性化・拡大を支援する取組を推進している。畜産業については、都道府県ごとの肉用牛の飼養頭数を見ると、2020年時点で鹿児島県は34万頭と全国第2位(全体に占める割合は13%)であり、重要な位置づけにある((独)農畜産業振興機構、2021)。『日本経済新聞』2018年10月18日

付記事によると、同行は、積極的に第1次産業に融資しており、農林水産業向け貸出金残高は前期末で1,086億円と、地銀でもトップクラスに入っているという。

鹿児島銀行は、地銀の中でも畜産業向けABLに早くから取り組んでおり、その実績も高い。1997年にはアグリビジネスの営業支援部を立ち上げ、2003年には「アグリクラスター構想」を打ち出し、その推進のため営業支援部に「アグリクラスター推進室」を立ち上げ、農業関連の知見を一元的に集約し、案件対応力を向上させている。2010年10月には、肥育・繁殖牛飼育業者を対象として「Agri Pro」(肥育・繁殖牛ABL管理システム)を稼働させ、本格的に畜産業者向けABLに乗り出した。そして、2018年にはアグリクラスター推進室を独立させ、一次産業支援のほか、環境ビジネスを扱う「自然部」という部署を開設した。

さて、鹿児島銀行営業支援部 (2010)によるとABLには2つの側面があるという。ひとつは担保となる動産、売掛債権の処分性・換価性に注目した側面である。これを「処分性の側面」と呼ぶ。もうひとつは銀行側からすると、動産、売掛債権の情報の入手によって企業の信用リスクの把握が可能になるという側面である。これを「中間管理の側面」と呼ぶ。DIPファイナンス⁹⁾での活用など、米国では動産の担保価値を重視したABLが主流とされる。これに対し、日本の銀行では、企業の経営内容を把握する手段としてABLを利用するのが一般的になりつつある。つまり、与信判断はコーポレートリスクを対象とし、動産、売掛債権は貸出に際してあくまでも「添え担保」として扱うが、その動きをモニタリングすることで実態把握をより強化させようということである。

鹿児島銀行が畜産業に対するABLにおいて着目したのが「中間管理の側面」である。これを同行は「中間管理型ABL」と呼んでいる。その中核となるのが、同行が2010年10月に稼動させた「Agri Pro」である。Agri Proは銀行(本部、営業店)と融資先農家がインターネットを通じて情報を共有することを可能にしたシステムである。銀行側には顧客ごとの動産担保価値と融資額などが、農家側には在庫管理機能と借入額などが同時に表示される。Agri Pro導入により、農家は現場で携帯電話を使って牛1頭1頭の情報(所在や状態)を送

信することで、在庫管理を迅速に、かつ低廉なコストで行うことが可能になった。また、銀行もその情報を受信し、システム上で動産担保価値が瞬時に算定される。こうして銀行は定期的な担保価値の調査・確認に不可欠な情報を迅速に、かつ低廉なコストで収集することが可能になった。銀行内の事務手続もシステムに連動しているため、畜産業に精通していない行員であってもすぐに事務対応が可能になるなど、業務標準化にも寄与している。このように鹿児島銀行はITを活用することで、ABLに必要な費用の節減を実現させた。同行はさらに、動産担保価値を瞬時に把握することで、「異変」(生産・販売成績上の問題)が生じた場合には、即座に経営支援や早期事業再生支援に乗り出すことが可能になった。

鹿児島銀行はABLを適用する先には、①情報開示、②事業計画の提示、③ 相応の事業規模¹⁰を求めている。金利水準としては、相応の手間とコストがかかることを考慮に入れ、通常の貸出よりも高くなるという。

鹿児島銀行はまた、出口戦略として単純な在庫処分は最終手段と考え、同業他社へのM&Aを想定している。デフォルト(債務不履行)後の在庫処分は強制処分価値に基づいた価格が提示される、つまり買い叩かれる可能性が高くなるため、デフォルト前に他社に事業譲渡するのを優先している。そのような事態を招くのを防ぐには、業況悪化の兆候をいち早く察知するのが不可欠と考えている。

なお、鹿児島銀行のABL残高の推移は図表3の通りで、2018年度末の段階で330億円である。右肩上がりでの残高の増加がうかがえる。

銀行経営とABL (加藤)

(億円)

(年度末)

図表3 鹿児島銀行のABL残高の推移

出所: 鹿児島銀行自然部 (2019), No.16.

以上、本章では、畜産業を例にとって銀行経営とABLの関係について考察してきた。所有不動産の価値が低くなりがちである一方、動産(畜産物)=在庫が豊富で、しかも在庫の回転期間が長く、畜舎や畜産物に対する資金ニーズが強い畜産業はABLに適した業種であるといえる。トレーサビリティー制度の下で適切な在庫管理・担保管理も可能となっている。こうした経営環境下で、ABLを積極的に活用している鹿児島銀行は動産(畜産物)の状況を把握することでモニタリングを円滑に行っている。そして「異変」や経営課題の所在を明らかにすることで、早期事業再生支援や経営支援につなげている。ここから日本の銀行においては、ABLにおける動産・売掛債権はいわば「添え担保」の色彩が濃く、ABLはリレーションシップバンキングと密接な関係にあることが分かるであろう。

IV おわりに

以上、本稿では、銀行経営とABLの関係について考察してきた。第II章では、ABLの概要について様々な角度から見た。ABLはトランザクション貸出のひとつではあるものの、銀行・企業間のコミュニケーションを活発化させる効果が期待できる。この点でABLはリレーションシップ貸出と密接な関係

を持ち、相乗効果を発揮しうると考えられる。したがって、貸出方法の改革面でリレーションシップパンキングに尽力している銀行にはABLに積極的に乗り出す余地があろう。ABLはまた、相応のコストが必要になり、それを克服するには人材育成やIT導入など費用低減の努力が欠かせない。現在のところ、そのようなコストを賄えるのは相応の規模を有する企業に限られる。第Ⅲ章では、銀行経営と畜産業向けABLの関係について見た。ABLが畜産業に適する理由とともに、ケーススタディとして鹿児島銀行を取り上げた。同行は畜産業者向けABLを適切に早期事業再生支援や経営支援につなげていることを確認した。営業地盤において畜産業が盛んな地域に位置する銀行にとっては貸出方法を改革する上でABLは有力な選択肢となろう。そして、そのような選択をした銀行はリレーションシップバンキングをよりいっそう強化することにもなろう。

ただし、超低金利が続く現在の金融経済下では、金利水準が高めのABLは銀行にとって扱いづらいという問題がある。銀行は経営支援、早期事業再生支援等のメリットを貸出候補先に強調し、納得してもらう必要があろう。

さて、本稿を締め括るに際して、若干、法制度上の課題について言及したい。 それは次の2つである。ひとつは動産譲渡登記と占有改定を巡る問題である。 動産担保について現在の第三者対抗要件を具備する方法として主に動産譲渡 登記と占有改定という方法があり、対抗要件具備の先後で優先劣後関係が決 まる。ここで占有改定は公示性が低く、登記は公示性が高い。にもかかわら ず登記が後になると占有改定に優先されてしまうという不安定性を、現在の 担保権制度は内包している。もうひとつは動産譲渡登記に際して担保物件の 場所と対象物を特定されるという問題である。もしデフォルト時に登記され た場所から在庫が搬出されると担保権が及ばない、登記上の種類と異なる在 庫に置き換わっていると担保権が及ばないという脆弱性を、現在の担保権制 度は内包している。

いずれについても、有識者等が議論を尽くして実務上、ABLを利用しやすいように担保権に関する法制度改正が行われれば、ABL市場は今後、ますます成長していくと考えられる。

脚 注

- 1) 小野 (2007) (2011)では、ABLのほかに財務諸表貸出とクレジット・スコアリング 貸出がトランザクション貸出として挙げられている。
- 2)金融庁は2013年2月5日付「ABLの積極的活用について」により、金融検査マニュアル上、ABLでどのような担保管理を行えば「一般担保」として認められるのかを例示し、動産担保は評価額の70%、売掛債権は評価額の80%という標準的な掛け目を示した。
- 3) ファイナンシャル・コベナンツは、借入人が融資期間中達成しなければならない財務指標を規定したもので、最低自己資本額など金額を具体的に定める場合や、レバレッジ・レシオ (例:有利子負債/EBITDA)、インタレスト・カバレッジ・レシオ (例:EBITDA / 支払金利)、フィックスト・チャージ・カバレッジ・レシオ (例:EBITDA / (支払金利+資本的支出額+有利子負債金約定返済+税金支払額))など 比率を具体的に取り決める場合がある。また、売上高、償却前営業利益、棚卸資産回転期間、取引先数など営業指標を含めることもある。借入人は四半期ごと、半期ごとなど定期的に財務指標や営業指標の開示を求められる。
- 4) 第三者対抗要件とは、すでに効力の生じている権利関係の変動などを第三者に主張するための要件を指す。仮に権利者Aが自己の権利を、あろうことか、B、Cの2名に重複して譲渡してしまったとする(二重譲渡)。すると、BとCとの間でどちらが正当な権利者であるかを巡って争いが起こる。その際に、たとえばBが先に所定の登録手続を済ませていれば、BはCに対して自身が正当な権利者であることを主張できる。こうした場合の所定の登録が第三者対抗要件となる。
- 5) 官民においてABLの普及・発展を目的としたインフラ整備の動きも活発になってい る。経済産業省は2005年に実務家、学識者等を委員とする「ABL研究会」を立ち上げ、 ABLの普及・発展に向けた課題や実務指針等を取りまとめて公表してきた。たとえ ば2008年に公表された「ABLガイドライン」では、ABLに携わる各主体(金融機関、 企業、動産の評価・管理・処分業者など)向けに、それぞれの業務における留意点 や行動指針が整理されている。日本政策投資銀行は2006年7月、米国の動産評価・ 処分の専門会社で年間3兆円規模の動産を扱うゴードン・ブラザーズと共同でゴー ドン・ブラザーズ・ジャパンを設立した。金融庁は2007年2月に金融検査マニュア ルを改訂し、金融機関が行う自己査定基準の妥当性を検証する際に、適切に管理さ れている動産・債権については「一般担保」として認められることを明示した。同 年6月には、金融機関を含む幅広い事業者等が参画して「ABL協会」が設立され、 ABLの普及・発展に向けた活動を行っている。各都道府県の信用保証協会は同年8 月から中小企業が保有する棚卸資産や売掛債権を担保とした融資の保証を行う「流 動資産担保融資制度」を導入している。同年10月には、NPO法人日本動産鑑定が設 立された。同法人は動産評価・管理・処分と、これらに関する専門知識・ノウハウ を備えた人材の養成を主要業務としている。同法人はまた、2010年10月には三井倉

庫と業務提携して「動産担保融資支援サービス」を開始した。日本銀行は2011年6月、成長基盤強化に向けた新貸出制度において、ABLを対象に5,000億円の貸出枠を設定した。2014年には各都道府県による制度融資(例:東京都動産・債権担保融資制度)が整備された。この制度では、東京都が評価費用の50%補助や、担保処分後の損失に対し8割相当額の補助を行う。

- 6)業種的には、宝飾業など営業上、一定以上の在庫が必要となる業種や、醸造業、農畜水産業など生産ないし収穫の時期に季節性があり、在庫期間が長くなる業種にとって、ABLはメリットが大きいと考えられる。すなわち、こうした業種は商品や製品の回転率が一時的に低下するだけで資金繰り難に陥りかねないが、ABLを活用すれば、こうした懸念は解消されるとともに、事業機会の拡大を図ることも可能になる。
- 7) ICタグとは、物体の識別に使う微小な無線ICチップと、データ送受信用のアンテナを組み合わせた荷札 (タグ)のことをいう。メモリーには固有の番号が記録されており、インターネットを通じて番号の意味をデータベースで参照して識別する。バーコードなどに比べ①収録できるデータ量が多い、②一括で複数の読み取りが可能、③遮蔽物があっても読み取れる、④書き込み機能を持たせることが可能などの特徴がある。
- 8)装置産業とは、一般に生産活動やサービスの提供に際して巨大な装置(システム) を必要とする産業を指す。同産業では、コストを削減する上で機械設備を集約して 稼働率を高めることが重要になる。
- 9) 元来、DIPファイナンスとは、米連邦倒産法第11章 (チャプター・イレブン) 手続に入った企業に対する融資を指す。チャプター・イレブンの手続が開始されても、通常は旧経営者が引き続き経営を担う。こうした経営者はDIP (Debtor in Possession; 占有を継続する債務者) と呼ばれる。つまり、米国においては、DIPファイナンスとは、チャプター・イレブン申立から再建計画認可までの事業継続に必要な運転資金等の融資を意味する。これに対し、日本の場合、再建型の法的整理(民事再生法や会社更生法) に移行した企業にとどまらず、私的整理手続に入った企業をも含めて再生途上の企業一般に対する融資を指す。また、日本においては、米国とは異なり、法的整理ないし私的整理手続申立から手続終結までの再生プロセス全般にわたる融資をDIPファイナンスと呼んでいる。一般的には、事業再生融資や再生企業向け融資という訳語が用いられている。
- 10) 森 (2009) によると、畜産業向けABLにおいては一般的に少なくとも一件当たり数 千万円以上の案件であることが必要とされるという。

参考文献

伊地知宏 (2019)「アグリビジネスの将来性と地域金融機関への期待」(野村アグリプランニング&アドバイザリー)。https://www.nomuraholdings.com/ip/company/group/napa/

data/20190109.pdf

- 植杉威一郎 (2007)「中小企業金融におけるABLの可能性」『金融ジャーナル』 11月号, 金融ジャーナル社。
- ABL協会 (2009)「ABL用語集」。http://abl-j.jp/about-abl/abl.html
- 小野有人(2007)『新時代の中小企業金融』東洋経済新報社。
- 小野有人(2011)「中小企業向け貸出をめぐる実証分析:現状と展望」『金融研究』第30巻 第3号、日本銀行金融研究所。
- 鹿児島銀行営業支援部(2010)「農業(アグリクラスター構想)と地域活性化」多湖秀人監修『地域活性化とリレーションシップバンキング』(社)金融財政事情研究会。
- 鹿児島銀行自然部 (2019)「鹿児島銀行におけるアグリビジネスへの取組み」No.16. https:// 4 c281b16296b 2 ab02a 4 e 0 b 2 e 3 f75446d.cdnext.stream.ne.jp/com/event/nb191111/sannyu fair2019 kagoshima.pdf
- 加藤峰弘(2013)『事業再生と銀行』昭和堂。
- 加藤峰弘 (2018)「銀行の新しい役割」『事業承継』Vol.7, (社)事業承継学会。
- 加藤峰弘 (2019)「貸出金利の持続的な低下と銀行経営」『金沢大学経済論集』第39巻第2号。
- 川村保 (2018)「畜産経営における動産担保融資の実情と課題~北海道門別町の肉牛経営を事例に~」『畜産の情報』((独)畜産産業振興機構) 6月号。
- 後田廣孝・萩原宗人 (2013)「経営状況モニタリング手段としての在庫評価」6月10日号, (社)金融財政事情研究会。
- コベナンツ研究会(2005)『コベナンツ・ファイナンス入門』(社)金融財政事情研究会。
- 小山潔人 (2004)「リクイデーター」『金融法務事情』 4月5日号, (社)金融財政事情研究会。
- 相馬一天 (2016) 『中小企業金融としてのABL』 日本経済評論社。
- 高田創(2021)『地銀 構造不況からの脱出』(社)金融財政事情研究会。
- 帝国データバンク (2021)「企業の多様な資金調達手法に関する実態調査報告書」。
 - https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/000226.pdf
- 東京商工リサーチ (2022) 国内106銀行 総資金利ざや0.19%, 4年ぶりに上昇 (2021年9月中間期決算)。https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220329 01.html
- (独) 農畜産業振興機構 (2021)「国内の需給動向【畜産統計】」『畜産の情報』 1 月号。 https://www.alic.go.jp/joho-c/joho05 001458.html
- 中里幸聖 (2020)「地銀のアグリビジネスへの取組み」大和総研。https://www.dir.co.jp/report/research/policy-analysis/regionalecnmy/20200319 021403.pdf
- 野田慧 (2021)「今こそABL ~動産価値を最大限に活用し企業支援~」GBJ Topics. https://www.gordonbrothers.co.jp/column/topics20210322/『日本経済新聞』関連記事。
- 日本銀行金融機構局金融高度化センター(2014)「商流ファイナンスに関するワークショップ報告書」。https://www.boj.or.jp/announcements/release 2014/data/rel140224a.pdf

金沢大学経済論集 第43巻第2号 2023.3

- 松木大(2006)「融資担保に『動産』活用」『日本経済新聞』11月16日付く経済教室>。
- 松木大 (2019)「ABLの概要と実務上のポイント」『銀行法務21』 3 月号,経済法令研究会。
- 松永光雄 (2018) 「観光金融におけるABL (動産・債権担保融資)の活用」『日本国際観光 学会論文集』第25巻。
- 森佳子 (2009)「農業金融における動産担保を活用した融資手法 (ABL) の意義と課題」『農業経営研究』第47巻第1号。
- 両角和夫 (2018)「農業金融の新たな融資手法としてのABLの活用と課題」『農業研究』 (日本農業研究所)第31号。
- 山際勝照 (2013)「日本型ABLの生成」『金融財政事情』 6月10日号, (社)金融財政事情 研究会。
- Berger, A.N. and G.F.Udell (2002) , "Small Business Credit Availability and Relationship Lending: The Importance of Bank Organizational Structure," "Economic Journal, 112.